

31	都市整備局	住宅マスタープランを踏まえた新たな住宅政策の展開
事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京都住宅基本条例に基づき、知事の諮問に応じ、東京都住宅政策審議会での調査審議、答申を踏まえ、住宅マスタープランを策定している。</li><li>・昨年3月に策定した第6次住宅マスタープランでは、「豊かな住生活の実現と持続」を基本方針とし、主な施策として「新たな住宅セーフティネット制度の構築・運用」、「空き家対策」、「都営住宅における各種施策」、「既存住宅を安心して売買できる市場の整備」、「安全で良質なマンションストックの形成」を展開している。</li></ul>	
これまでの経過	平成28年3月30日 「良質なマンションストックの形成促進計画」策定 (計画期間：平成28～37年度) 平成29年3月30日 第6次「住宅マスタープラン」策定 (計画期間：平成28～37年度) ※おおむね5年ごとに策定	

現在の  
進行  
状況

### 1 新たな住宅セーフティネット制度の構築・運用

- ・平成 29 年 10 月 25 日から高齢者や子育て世帯、障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度の運用開始
- ・平成 29 年 12 月 25 日から居住支援法人の申請受付開始
- ・平成 30 年 3 月 30 日東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を策定

### 2 空き家対策

- ・空き家利活用等区市町村支援事業（実態調査、計画作成、地域活性化施設等への改修、跡地公的利用時の除却、相談体制整備）による区市町村への財政支援
- ・平成 29 年 5 月 25 日に東京都空き家対策連絡協議会を設置し、区市町村との情報共有、課題の共同検討を開始し、計 5 回開催
- ・東京都相続空家等の利活用円滑化モデル事業を実施し、相続等を契機とした管理や活用に関する悩みなど、様々な相談に対応

### 3 都営住宅における各種施策

- ・高齢者・障害者世帯への供給、期限付き入居や優遇抽せんの実施、入居収入基準の特例の適用等による子育て世帯の居住支援など、真に住宅に困窮している都民への公平かつ的確な供給
- ・都営住宅が住宅セーフティネットとして一層有効に機能するための管理制度の改革
- ・年間3,800戸の建替えとあわせて、耐震改修、計画修繕などによる、約26万戸のストックの着実な維持更新
- ・建替えに当たり、敷地の有効利用により創出した用地を活用し、子育て支援施設や高齢者福祉施設等の整備、道路・公園の整備や緑の充実、防災性の向上、民間活用事業によるまちづくりなど、都の政策目的の実現や地域の課題解決を図る取組の推進

### 4 既存住宅を安心して売買できる市場の整備

- ・既存住宅の流通に関わる事業者が行うことが望ましい取組をまとめた「既存住宅の流通促進に向けた指針」を策定（平成 30 年 3 月）
- ・既存住宅を安心して購入するためのポイントを紹介した消費者向けガイドブック「既存戸建住宅 購入ガイド～新築にとらわれない住まい選び～」を作成（平成 30 年 3 月）したほか、引き続き、パンフレット「安心して住宅を売買するために一知って役立つ 3 つのオススメー」など既存の冊子等を配布し、普及啓発

### 5 安全で良質なマンションストックの形成

#### ○マンションの適正な管理の促進

- ・セミナーの開催やマンション管理ガイドライン等の発行
- ・マンションポータルサイトの運営
- ・管理や改修・建替えに関するアドバイザーの派遣や専門相談の実施
- ・優良マンション登録表示制度の実施

#### ○老朽マンション等の再生の促進

- ・マンション再生ガイドブックの発行
- ・マンション改良工事助成の実施
- ・建替え等に伴う仮住居確保に対する支援の実施
- ・マンション啓発隊を派遣し、耐震化に向けた助言等を実施
- ・マンション耐震化促進事業の実施
- ・マンション再生まちづくり制度の実施

今後の見通し	<p>1 新たな住宅セーフティネット制度の構築・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度末に策定した供給促進計画に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度を運用、区市町村や不動産団体等を通じて普及啓発を図っていく。</li> <li>・住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃・家賃債務保証料に係る貸主等への補助を行う区市町村に対する財政支援を行い、登録住宅の普及を図る。</li> <li>・居住支援法人制度による法人の指定を進めていく。</li> </ul>		
	<p>2 空き家対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅マスタープランに基づき、区市町村や関係団体等と連携を図りながら、空き家対策の取組を一層推進していく。</li> </ul>		
	<p>3 都営住宅における各種施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て環境の整備 子育て世帯の入居収入基準の緩和を実施するとともに、建替え時のファミリー世帯向け住戸の整備を図っていく。</li> <li>・都営住宅の建替え・敷地活用 年間3,800戸程度を計画的に建替え、建替えに伴い創出した用地を福祉インフラの整備や、まちづくりへ活用していく。</li> <li>・既存都営住宅の耐震化、バリアフリー化を推進していく。</li> </ul>		
	<p>4 既存住宅を安心して売買できる市場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅を安心して売買できる市場の整備に向け、特にポイントとなる建物状況調査（インスペクション）、瑕疵保険、住宅履歴情報の蓄積・活用等について、宅地建物取引業者と関連事業者が連携して行うことが望ましい事項に関する取組を支援するなど、環境整備を図っていく。</li> </ul>		
	<p>5 安全で良質なマンションストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅マスタープラン及び良質なマンションストックの形成促進計画に基づき、マンション施策を総合的かつ計画的に推進していく。</li> </ul>		
問い合わせ先	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課 都市整備局都営住宅経営部経営企画課	電話	03-5320-4913 03-5320-4974